

軽費老人ホーム及びケアハウスにおける  
消費増税並びに冬季暖房費等に関する

# 要 望 書

北海道老人福祉施設協議会

## 要望趣旨

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、当協議会にご理解とご指導を賜り誠に有り難うございます。

さて、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ改定されました。

この消費増税は、電気料金の値上げ、原油・原材料等の高騰とあいまって、軽費老人ホーム及びケアハウスの運営に深刻な影響を与えており、会員各施設や各法人での経営努力も限界に達しています。

また、介護保険施設・事業所では、介護報酬単価が見直されましたが、軽費老人ホーム及びケアハウスの事務費単価等は据え置かれたままです。

何卒、北海道内の軽費老人ホーム及びケアハウスの健全運営のため、以下のことを要望致しますので宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

平成26年9月22日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道老人福祉施設協議会  
会 長 三 瓶 徹

## 要 望

- 1 平成26年3月26日付で発出された厚生労働省事務連絡『消費税率引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて』に基づき、また介護保険施設等との公平性を図る観点からも、事務費基準額への上乗せ措置を講じられますよう要望します。
- 2 軽費老人ホーム・ケアハウスの入所に係る基本利用料の内、生活費及び冬季暖房費に関しても、昨今の消費者物価の動向をご勘案いただき、徴収金額の適正な見直しを講じられますよう要望します。
- 3 北海道では9月下旬から5月上旬まで暖房を要することから、冬季暖房費の費用負担期間を現行の11月から3月を10月から4月に変更することを要望します。

以上3点 平成26年4月1日に遡及し改定することについて、何とぞご高配下さいますようお願い申し上げます。